

第九十四回国会 大蔵委員会 議 録 第二十号

昭和五十六年四月九日(木曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君

理事 小泉純一郎君

理事 伊藤 茂君

理事 島居 一雄君

相沢 英之君

今枝 敬雄君

熊川 次男君

中村正三郎君

毛利 松平君

柳沢 伯夫君

大島 弘君

戸田 菊雄君

村山 喜二君

玉置 一弥君

箕輪 幸代君

出席政府委員

大蔵政務次官 保岡 興治君

大蔵省主計局次 西垣 昭君

委員外の出席者

参 考 人 (法政大学経済学部教授) 高橋 誠君

参 考 人 (関東学院大学経済学部教授) 鳴海 正泰君

大蔵委員会調査 室長 葉林 勇樹君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別

措置に関する法律案(内閣提出第三号)

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別

措置に関する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

諮りいたします。

すなわち、ただいま議題となっており本案

について、その審査中及び本日午後開会される連

合審査会において、参考人として日本中央競馬会

関係者の出席を求め、その意見を聴取することに

いたしたいと存じますが、これに御異議ありませ

んか。

〔異議なしと認める者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○綿貫委員長 これより本案について参考人から

意見を聴取することにいたします。

本日、御出席をいただきました参考人は、法政

大学経済学部教授高橋誠君、関東学院大学経済学

部教授鳴海正泰君の各位であります。

この際、参考人各位に一言申し上げます。

本日は、御多用のところ、本委員会に御出席

をいただきましたこと、ありがとうございます。

本委員会におきましては、目下財政運営に必

要な財源の確保を図るための特別措置に関する法

律案を審議いたしておりますが、本案につきまし

て、参考人各位のそれぞれのお立場から忌憚のな

い御意見を述べただきますようお願いいた

します。

なお、御意見は十五分程度にお取りまとめをい

ただき、その後、委員からの質疑にお答えを願う

ことにしたいと存じます。何とぞよろしく願ひ

申し上げます。

それでは、まず最初に高橋参考人からお願い申

し上げます。

○高橋参考人 ただいま御紹介いただきました高

橋でございます。私事にわたりますが、昨日夜、

こへ出て意見を述べたという話を承りましたの

で、準備不足と申しますが、むしろ率直に申し上げ

まして準備なしでございます。整わぬ点がある

かと思ひますが、何とぞ御容赦いただきたいと思

います。

ただいま委員長からのお話がありましたよう

に、現在この委員会にかかっておりますいわゆる

財源に関する特別措置の法律案は、私の見ますと

ころ、大要二つの内容になっていくかと思ひま

す。言うまでもないことではあります。第一点は

いわゆる特別債に関する法律案、それから第二

点は、今年度の新しい措置として、いわゆる

各機関からの国庫納付金等に関する特別措置の規

定の部分であります。いずれも重要な内容を含ん

でいると考えますけれども、何しろ時間の制約も

あることであるので、要点のみ申し上げるこ

とにいたします。

順序は逆になりますが、後段の部分につきまし

て一つだけコメントしておきたいと思ひます。

これは、この財政状況にかんがみてそれぞれの

機関から特別の納付金等の措置をとる、こういう

ことであろうかと思ひます。これはそれぞれの機

関について可否を検討しなければならぬと思ひ

ますので、これは一義的に議論するというわけに

はまいらぬかと思ひますが、こういう措

置をとらなければならぬという背景は、私も財

政学をやっている者一人として十分理解できま

す。制度上整わぬところはあっても、これは

緊急事態であるからこういう特別措置をとるとい

うことであれば、これはこれで了解されるわけ

あります。しかし、私が非常に気にかかる点は、

これはやや言葉にこだわるかと思ひますけれど

も、この措置が行政改革の一環であると言われ

ていることではあります。むしろ私はこれは行政改

革の一環でない。臨時異例の特別措置であるとい

ことであれば、ここにありますように、まさにこ

れは財源に関する特別措置でありまして、行政改

革というからにはそれなりの合目的性あるいは手

段の目的に対する合理性というものがはつきりし

なければならぬ。行政改革はやや過剰な広告宣

伝という感があるばかりではなくて、むしろこ

れはそういう財政に関する緊急措置というふう

に考えて、そういう形で処理すべきであるとい

ふうに考えるわけでありまして、むしろこれは行

政改革とは無縁だというふうに割り切った方が私

どもとしては了解しやすい。もしこれは行政改革

ということであれば、それぞれ、たとえば電電公

社等の制度の基本にかかわるというようなことが

あろうかと思ひますので、これはそれなりの議論

がやはり必要ではないか、こういうふうに見える

わけでありまして、これが第一点。

続いて前段の部分、すなわち特別債に関する問

題であります。これにつきまして三、四意見

を申し述べたいと思ひます。

第一点は、申すまでもないことではあります

が、しかしここで繰り返してやはり述べておかな

ければならぬと思ひますけれども、これはわが国の財

政の基本的ルールを定めた財政法の第四条とい

うものに対しては明らかな違反でありまして、基

本的なルール違反——これが昭和四十年に一回あ

りましたけれども、昭和五十年以来六回続いている

というの、当面の財政運営というふうなことは

それとして理解できますけれども、これは政治論

としてはやはり重要な責任というものを伴う問題

である。この点は厳密に考えてほしいと希望いた

します。これは、第一点として、やはりそういう政治的責任、基本的ルールを守り得ない政治的責任というものは重大な問題としてあるということに指摘したいのであります。

したがって、今度は第二点であります。今回の予算案におきまして、御案内のように特例債の二兆円の減額措置がとられております。私は、これを評価するにやぶさかではありません。私自身、実は前年度の予算案、五十五年度の予算案において、これはやや景気づけということもありまして、もうすでに五十四年度の実績で一兆八千億の減額が行われたということで、一兆円の減額では少ないということも主張してまいりました。それが、一年おくれではあります。実現したことは、これはこれで大変結構だと思います。短期の問題、公債の引き受けの問題とかいうふうなことに

ついての状況は、かなり好転したと思われま

す。むしろ公債の問題は、後で申し述べますように、中長期の問題としては非常に深刻な問題だと思

いますけれども、短期の問題、あるいは財政再建というの、一つの成果を上げたというふう

に考えます。

しかしながら、これは第三点になります。その方式ということについては、これは私なりの意見

があります。国債の減額というものは、やはり減額をすればいいということではなくて、財政の改革というものを伴わなければならぬ。そうでなければ、赤字を出している根源にメスを入れるという

ことを伴って行われなければ、積極的な解決に

ならぬというふうに考えるからであります。この

点につきまして、一つは、歳入面についてかなり

の努力がなされたことは評価いたしますけれども、

もう、そういう基本的な構造に切り込む気魄という

ものを十分感じ取れなかったのは遺憾であります。

それから、財政費用の負担というものがつきま

して、これはもう現実論として何がしかの増大というものはやむを得ないと思いますが、しか

しながら、やはり国民のそういう負担が増加する

ということになれば、他方で公平の確保の問題と

いうものはきわめて重要かと思ひます。端的に申

しまして、グリーンカードの導入とかあるいは医

師優遇税制の手直しというふうなことで、不公平

税制の問題というものはもうすでに大半が解決した

のだということではやはり困るのであります。こ

れは、それぞれの制度の見直しの時期等の関係も

あります。なお一層不公平税制についての積極

的なアプローチというものが欲しかったように思

います。

それから第四点、最後の点であります。先ほ

ど来申しましたように、私は、この特例債を含め

て公債の問題というのは、むしろ今後、非常に

近い将来に迫っております。むしろ今後、非常に

近い将来に迫っております。むしろ今後、非常に

その次には、歳出の削減には賛成だろう、だがしかし、総論は賛成でも今度はこれこれの経費を削減するとすると恐らく反対が多数だろう、総論賛成、各論反対のあれがあるだろう、しかし一致して恐らく賛成するのは、公務員の数の削減と給与の問題だけは一貫するのではなからうかという感じがするわけであります。しかし、こうした非常に矛盾した世論を前にしての財政再建について国民的なコンセンサスをいかにしてつくっていくかという事は非常にむずかしい、非常に困難な問題であります。

御承知のように、わが国の公的財政は国民経済的に申しますと、先進国との比較で、これは高橋先生の御専門であります、決してビッグガバメントではないわけですが、しかし、それにもかかわらず赤字公債を発行し、多額の借金を抱え、そしてまた行政改革で減量しなければならぬという問題が起こっている。つまり小さな政府の大合唱が起こっているのはなぜなのかという基本的な問題についてやはり考えてみる必要が私はあるだろうと思ひます。

こういう事態、そういう矛盾した国民の状況の中でどう考えていくかということで、幾つかの簡単な論点を申し上げますと、何と云っても、非常に大きく言うようですが、一体日本の財政についてのビジョンは何か、言いかえるならば、日本財政のビジョンというのは一体われわれはどういう政府をつくらうとしているのか、日本政府というのは、日本の国といたるは将来どういう方向、姿にあるべきなのかということがやはり基本的に議論されなければならないわけです。

私は古いことを思い出すが、ある政治家、もう亡くなりましたけれども、アメリカの国民生活水準、イギリスの民主主義、それからソ連の社会保障ですか、この三つを目標として挙げた政治家があつたように記憶しております。この三つの目標、もう大分古くなったわけですが、しかしこれも一つのビジョンで、非常にわかりやすいビジョンだったと思ひます。そういう視点、一体

どういふ政府をつくるのかということから、国の政府と地方の政府、それから民間の役割、つまり公共の役割、民間の役割、そういう機能分担、役割分担について全体としてやはり根本的に再検討すべき時期に来ているのではなからうか。つまり公共の領域、その機能とは何なのか、民間、私の、プライベートな領域とは一体何なのか、第三の、共同のあるいは公的な領域と私的領域の中間にあるものは何なのかという根本的な問題にいまわれわれは突き当たっているのではないかと。しかしこれは簡単に答えが出ません。非常にむずかしい問題であります。しかし、国と地方との役割分担、機能分担ということについては、ある程度のやはり答えが私には出てきているのではないかと。いふに思ひます。

行政改革の集約的な構造、つまり国の中央各省が権限、財政を握っている、地方にそれを下請に出している、機関委任事務その他をやっている。そういう集約的な行政構造から分権的な地方自治体、身近な政府で問題処理していくという体制に変えなければならぬ。そういう意味では、国の行政改革によって国の機構、権限を少しスモールにしていく、その分、地方自治体あるいは国民の身近なところにおける行政の処理というものの分野がそれだけ広がっていくという関係の中で、問題を地方分権的に考えるということでは大方の論点が私には出ているのではないと思ひます。そのために権限の移譲、機関委任事務、補助金の問題、税の再配分、こういうことはもうすでに第七次地方制度調査会の答申にも出て、いるわけですが、最低私は、十七次地方制度調査会の答申ぐらひはやはり誠実に実現してほしいと願つてやまないものであります。

次は、負担の公平あるいは不公平の是正によって行政に対する国民の信頼を回復するという大きな課題であります。これも先生方はもう私が申し述べるまでもなく御存じのことでありまされども、たとえばトー

ゴーサンと言われる税の問題、正直なサラリーマンは物価調整税も受けられない。あるいは税制特別措置によるいろいろな優遇措置、たとえば医師の優遇措置の問題も依然として課題です。受益者負担についても公平に行われているかどうか、いろいろやはり問題があります。そういうことに国民はやはり不公平じゃないか、不正じゃないかという不信感をぬぐい切れない。心の中に非常に大きくわだかまっていることが私は非常に問題だと思ひます。

それから歳出の分野でもそうです。手厚い農業関係の補助金、米価の問題、医療の問題、国鉄の地方線の廃止の問題あるいは公共事業のばらまきの問題、あえて言うならば防衛費と社会保障費とのバランスの問題など、いろいろやはり歳出の分野についても国民のいろいろな不満というものが私の耳にも聞こえてくるわけでありまされども、そういふ不公平、不公平、不公平、不公平を是正していくことによって政治に対する信頼感を回復しないと、財政再建ということのコンセンサスはやはり得られないのじゃないかというのが一つであります。

第二番目の問題は、歳出構造の問題であります。

これも申すまでもありませんけれども、いままでの昭和四十年代のような高度経済成長の中で自然増収がどんどん入ってくる、それで公共事業をじゃんじゃんやる、あるいは二兆円減税もやるという、減税もでき事業の拡大もできたという時代は、もう私が申すまでもなくすでに終わっているわけでありまされども、五十年で終わっているわけでありまされども、低成長、そして特に高齢化社会の、平均寿命がいま七十六歳ぐらいでありますけれども、もう八十歳になるであろうというそういう予想のもとに社会構造がいま大きく変わっている、そういうものに対して財政構造をどうするか、そういう転換の時期に私は差ししかかっていると思うわけでありまして、そういう意味では、公共事業主導型から市民福祉主導型の財政に切りかえていくと

いう歳出構造の転換が問題であります。もちろんその場合の社会福祉というのは決して狭い意味の社会福祉ではなくて、生活的な社会資本の充実を軸とした市民福祉、国民生活水準、シビルミニマムの達成ということに私はあるのじゃないかと思ひます。

その次が、初めて財政の効率性の問題という論点が出てくるだろうと私は思ひます。決して効率、能率性が先にあるのじゃなくて、そういうことをやった上で初めて効率性のことが問題になるのであります。効率性の場合は、ただ単に中央集権的に画一的にやれば物事は早いわけですが、そういう効果があらわれているかという観点から、国民生活の観点からやはり効果を問題にする、そういう意味では能率を問題にするという視点が私は必要なんじゃないかと思ひます。

以上のように見てきますと、財政再建の問題は決して財政問題じゃなくて、高橋先生はちょっとニアンスが違ふように申されましたけれども、恐らく気持ちには変わらないと思ひます。やはりこれは金の問題じゃなくて、政治、行政の問題だ。という意味で、私は、行政改革が当然問題になつてくるというのは必然的なことだろうと思ひます。

その行政改革の問題について簡単に申し上げたいのですが、私は神奈川県で役人をやつておりましたときに地区センター、総合的な地域の住民の利用するセンターの建設の計画を立てて、その実施をした経験があります。いまは大都市の中ではとても用地や何かは得られませんが、また市民の便利のためにも、その中には集会施設や老人福祉施設やあるいは図書館や体育館やら、そういう複合的な総合的な地域センター的なものを建てる、つくっていく、行政サービスをするというのは当然であります。しかし、現実はどうなるかというと、公民館あるいは集会所的なものに対する補助といひますか、それに対する法律は、自治省と文部省の所管であります。それから

その中に勤労婦人の施設を入れようと思えば、それは労働省になるわけであり、勤労青少年のために夜間を利用せよ、勤労青少年対策の意味を持たせようとする、これも労働省になるわけであり、図書館、それから体育館、これは文部省になります。老人福祉センター、老人福祉は当然厚生省になるわけ、それぞれ個別法に縛られておりまして、そこからそれぞれ中央各省に行つて話をつけて補助金をもらつてくるというやり方になりますと、それぞれ基準がありまして、結局、まごまごしていきつと総合福祉センターに官庁の人を三人か四人ぐらゐ置かなきゃならない。玄関を三つくらいつくなきゃならない。こつちは総合福祉センターの入り口、こつちは図書館の入り口、こつちは体育館の入り口、こつちは労働省側、こつちは自治体側なんて、そういう官庁、玄関みんな別々に、つまり補助基準が決まつてゐるわけであり、

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕
その体育館のことなんですけれども、小さな体育館について、文部省から私は補助をもらわれないことにいたしました。なぜかという、体育館について補助をもらつと、その補助基準によつて体育指導員を専任として置かなきゃならなくなるわけであり、そうすると大変なんです。ですから私たちは実際経費を削減するためにもあるいは住民参加のためにも、その体育館の運営を地域住民に委託をする、地域住民の自主的な運営でやつてもらおうということを考えますと、文部省基準に合わないわけ、補助金をもらえなくなるわけ、それならば補助金は要らぬ、単独事業でやつて、そして文部省の補助金はお断りする、という方が人件費から考へてあるいは市民参加から考へて、その方が有効だということになつてくるわけですね。そういう実際の現場に來ますと、中央各省のばらばらな行政というのが現実にはいろんな矛盾として起こつてきて、玄関が三つもなければならぬという問題が起るし、そして、その補助も、言うまでもなく超過負担の三分

の一をよこすかという、そのとおりにはよさないという問題に私たちは、自治体では現実に突き当たつてゐるわけであり、そういうことを現場で体験してありますと、やはり行政改革は、地方を通じて必要だ。これはもう私は必要だ、ろうと思ひます。しかしその中で、いま行政改革で問題になつておりますのが、地方を通ずる――地方自治体の方の行政改革も今度の第二臨調の対象にするんだということ、自治省と行政官庁との間ではいろいろ問題があつたように伺つております。地方の問題は何かというと、公務員が多過ぎる。国家公務員が余りふえていないのに地方公務員だけふえてゐるじやないかという、給与の問題も含めてなつてゐるやうであります。しかし問題は、自治体にもいろいろ問題があるでしよう。しかし問題は何かといつても先ほど地域センターのことで申し上げましたように、国の行政の改革ということが何よりも先決であつて、そのことが改革されていくならば、おのずから地方自治体の行政改革は進むであらうというふう、つまり二重、三重行政のむだは解決されるということのために、何といつても国の行政改革が先であつて、そして、地方も一掃くたにして、同じ刀で切つてしまへという論理ではこの行政改革は進まないし、地方自治体の自主性は失われる。地方自治体の行政改革というのは、やはり地方、地域住民の総意、民意に基づいて、たとへ時間がかかろうともやつていくべき問題であつて、一律に国の方でなをふるやうという感覚では、決して本来の行政改革にはならぬだらうと私は思ひます。その点では、むしろ地方自治体の方はいろいろ苦労してありまして、いろいろ問題があるやうですけれども、よくやつてゐるんじゃないかと思ひます。

それで、行政改革というのは、もうこんなこと先生方に申し上げるあれもないわけであり、単に減量するのが目的ではなくて、国民的見地からの行政効果、むだの排除をどうするかという問題である。したがつて、行政改革の目的とい

うのは、何といつても第一に便直した行政の官僚化あるいはあえて言うならば利権の構造、そういうものをどう排除するかということがまず第一点で、そのために集権的構造から分権的構造への転換ということがやはり必須条件だと思ひます。
第二点、国民の生活権をどう保障するかという問題です。つまりこの変化の激しい社会構造の中にあつて、行政が十年前、二十年前と同じことをやつてゐないかどうか。国民の本当のニーズに對して対応する行政をやつてゐるかどうか、あるいは新しく予想される問題に對して、行政がきちんと対応してゐるかどうかということについて第二の課題であります。

それから第三番目に、先ほど申し上げた行政の効果の問題、効率の問題が初めて問題になつてくるといふふうに思ひます。国、地方を通ずる改革といふ見地に立つて、ガバメントに対する――ガバメントというのは国、地方を含めて、ガバメントに對する国民の信用、信頼をどう回復するかというものが先決問題であります。そういうことを、国民に開かれた政府を長期的視点に立つてどうつくり上げていくかというのが、皆さん方あるいは国民にもあるいは地方自治体にも課せられた課題ではないかと思ひます。そうすることによつて、一番最初に申し上げましたけれども、政府に何かしてもらいたい、もっとよくしてもらいたいという四四％がもっと少なくなつて、政府のためには何かしたいという国民の数が多くなる、あるいは増税したつていいじやないかという声が国民の中からも起らないとは限らない、そういう政治にしたいものだ、そういう財政再建にしたいものだといふことを考へてありまして、非常に大ざっぱな私の感想を述べましたけれども、終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）
○大原（一）委員長代理 ありがとうございます。以上で参考人からの御意見の開陳は一応終わりました。

○大原（一）委員長代理 これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤茂君。
○伊藤（茂）委員 参考人の皆さんには、伺いましたら新学期でいろいろとお忙しいところをお越しいただきましてありがとうございます。また、非常に急にお断りいたしましたようで、まことに恐縮であります。当委員会も、今国会では御承知のとおり史上最高の増税をめぐる、あるいは物価調整をベースとする減税問題などをめぐつて活発な議論がありまして、臨時異例のことともいふところであつた状態でありまして、御了承いただきまして、また今後とも御協力をお願いしたいと思ひます。

若干ただいま伺いました内容に関連をしてお伺いをさせていただきますと思ひますが、まず高橋参考人にお伺ひいたします。
先ほど先生のお話の中で、財政再建についての基本的なお考え、行政改革との関係、あり方などについてのお話がありました。私は、当面のことと中期のことと二つのことでもうちょっと突っ込んだ御意見を伺いたつたわけでありまして、私も、ただいま審議中の法案などにも関連をしております。振り返つてみますと、財政再建論議もちょっと新しい局面を迎えてゐるやうな気がいたします。五十九年度までに特例債をゼロにするという目標に向けては、昨年、五十五年の大蔵省が出した財政収支試算と比較をしてみても、思ったよりも速いテンポで改善が進んでゐるやうなふうにも見てゐるのだらうと思ひますが、二つ新しい問題と申しますのは、一つは当面のことで、総理が大規模新税なしの五十七年度予算、財政再建というところを表明されてゐるわけですが、それに関連をして、何か財政再建、それから行政改革、イコールで結んだやうな議論がマスコミを見ましても集中

をしているわけであり。こういうものを一体どう考えるのかというところが一つあると思ひますし、もう一つは、先生も言われました中長期の問題です。六十年度から多額の償還の時期に入つてまいりますし、また国債費の急増ということも、中期に見た項目別の歳出の中では何といつても国債費がナンバーワンで急膨張するということとは避けられない。それにどう対処するのか。新たな観点からこの二つに本格的に取り組まなければならぬという気がいたします。

それを取り組むに当たって、何かそれぞれに明確なプリンシプルといひますか、政策の合理性のある指標といひますか、そういうものが必要ではないかということ、実はこの審議の間、私も痛感をしていて、財政再建イコール行革というやうな形での論議が展開されている。これも考へてみますと、財政再建も単なる国の財政の帳じり合わせだけではありせんし、あるべき財政構造、またベースとなる日本の経済をどういう構築にしていけるのか。私どもは福祉型財政と思ひますけれども、そういうことがベースにあつて論じられるべきであらう。ところが、行政改革。その前提として、大型新税をやらねえ。したがって、行政改革。財政中期展望で見ても二兆七千億、二兆円は補助金を切らなければならぬ。どこを切るのか、一律カットでなければならぬのか、それも考へないではないかと、そんな議論が横行して、横行しているのをおかしいのですけれども、横行している状態でありまして、私もちょっと考へていますが、現総理をどう考へようわけではありせんけれども、亡くなった大平総理がいっしょには、もちろん見解が与野党違ひますけれども、もっと幅広い視野でこういう問題も考へないとなつたのではないだろうかというふうな気もいたすわけでありまして、その辺の論議あるいはプリンシプルといふものを整理して考へないと、これは自治省だって大蔵省だってみんな困つちやうだるうと思ふのです。腹の中では困つちやうだるう

るのではないかと考へるのですけれども、そういう意味での当面の処理についての論議、あり方といふものを一体どう考へたらいいのだろうかということが一つです。

それからもう一つの中長期の問題は、先生もお触れになりましたが、いずれにしても歳入歳出あるいはこれからの社会を含めた構造的な改革の展望といふことをベースにして中長期の展望が立てられる。そういう意味で二つ、より新しい局面での新しい分析あるいは考へ方といふものを持たなければならぬじゃないかという気がいたすわけでありまして、先生も冒頭にお触れになりましたが、もうちょっとその辺のところをお伺ひしたいわけでありまして。

○高橋参考人 伊藤委員から大変むずかしい御質問をちょうだいしたわけでありまして、十分なお答えになるかどうかわかりませんが、私の考へてるところを申し述べたいと思ひます。

基本的な認識は私も伊藤委員とさほど違ひないのじゃないかと思つておりますが、まず第一点として、財政と申しまして、これは経済の上にあるといひますか、公式的に見ますと下部構造と上部構造、あるいは本家と分家、親子の関係でありますから、いずれにしても経済をどう運営していくかということが財政政策の選択にとつては一番重要な問題だと思ふのであります。かつてのやうな高成長といふものは望むべくもないわけでありまして、大体いわけると実質五％成長といふのはほぼ定着しつつあるかと思ひますので、やはりそれを基本的には維持していくことが、まあ基本だと思ふのであります。税収が減れば元も子もなくなくなるということでありまして、その上でいまわれわれに求められているのは公共部門の活動の改革、経済全体がいわけると高度成長からよ

から、そういうことに合わせて公共部門自体を改革していかなければならぬ。これがいまわれわれに課せられた課題である。

問題は、それをどういふビジョンでやっていく

のかということであり。これは、先ほど鳴海さんからもいろいろ意見が出されたわけでありまして、私はこれは第一点として、まず行政改革をどういふふうな内容で考へるかということでありまして、ある程度の減量経営といふものは避けて通れないであらう。そういう意味で、鈴木首相がどういふ意味で政治生命をかけられるとおし

やっていると考へておられるのか、そういう決意をなさったことは私も評価するにやぶさかでないわけでありまして、問題は、政府のやる仕事を減らせばいいということがこの改革の目標になつてはいかぬわけでありまして、まず必要な住民のニーズには積極的にこたえていくけれども、従来の不急不要といひますか、そういうものは思い切つて削る。そして、より少ない税金を最大限に国民の福祉に支出できるようにするにはどういふ仕組みを考へていけばいいか、これがわれわれに課せられておられる課題であらう。そういう観点で行政改革といふのは取り組まなければならぬと思ふわけでありまして。減量は、私、大いに減量すべきところがあることは、本来、財政難であらうとなか

らうと、これは公共部門が日常的に考へなければならぬ課題であらうと思ふのですが、こういうチャンスがなければならぬか、基準がありま

ので、積極的に取り組むというきつかけがないと思ひます。そこで、やはりこういう状況に追い込まれた以上、これはかなり思い切つて改革に手をつけるべきだと思ふわけであり。しかし、やはり再建といふのは、先ほど申しましたやうに、言うならばこれは中長期のかなり大がかりな課題でありますから、いわゆる短期決戦といふことにはなじまない。それは毎予算年度にそれなりの最大限の努力をしていかなければならぬと思ふわけでありまして、短期にすべてを解決しようといふことにはなじまないのじゃないか。また政策の手段も、これは歳出面の改革あるいは税制の改革といふものを含めてもう少し多様に選択をすべきだ。この際、とにかく五十七年度は二兆円おやりになるというのですから、私どもはひ

とつその成果を期して待つてゐるということですが、けれども、しかしそのためには、これは何でも切ればよいということじゃなくて、先ほど申しました、おのずからプライオリティーをどこに置くかといふことがやはり十分議論されなければならぬのじゃないか、ここが実は一番むずかしい問題であらうというふうな思つております。

結論的ですが、一つは、財政政策といふのはやはり経済等の運営とのかかり合ひで考へなければならぬし、行政改革は先ほど申しましたやうな意味、単に減量といふことじゃなくて、もっと広い政策的な経営といふ意味で取り上げらるべきだし、政策手段はもつと多様であつていいし、それを短期だけではなくて中長期の展望で追求すべきではないか、このやうなことを考へておるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 もう一つ、高橋参考人にお伺ひしたいと思ひます。

いま、先生おっしゃつたことは私も賛成でありまして、何でも切ればいいというのではなくて、あるべき方向、プライオリティーをどこに置くかといふならば、これからの時代の価値をどこに置いて政策を考へるのかといふことがなければならぬ。本当に八〇年代の社会も大変なことになるであらう。ところが、現実には切る、切るといふ大合唱でありまして、しかもどこを切るのか、まだこれから夏にならなければつきりしない。しかも政治生命をかけることが非常にはやつてお

の特別部会などでのいろいろな作業を経てこういうものがつくられたわけですから、いままでの二種類か五種類、いろいろあった中期見通し、中期試算と比べれば一歩前進ではあるかもしれないけれども、やはり依然として数字を並べたものであり、しかも要調整額とかいろいろの形のこととがありまして、またこれから五十九年度までのあとに並んでいる数字の歳入見込みなどを見ましても、伸び率一四ということがどうなのかどうか。あるいは歳出についての物の考え方、これは今国会ですばいぶん活発な議論がなされたところでありまして、御感想があればその中身について御感想を伺いたいのと、それからもう一つ、私はこういうことについても、さつき鳴海さんのお話がございましたが、この財政再建、中期、長期、当面のこと、それぞれ見ましても、あり方の条件というものがあつたんじゃないか。当然合理的であり、科学的なものでなければならぬと思ひますし、またこれからの社会構造を踏まえたものがつくられなければならぬと思ひます。また、先ほど鳴海参考人のお話ではありませんが、国民の合意のない、あるいはさらに言うならば国民の参加という意識を引き出さないような形では、意味のある中期のプランとは成り得ないというふうなことも思ひますし、諸外国のこういう財政再建についての取り組みの実例なども読むわけでありまして、そういう言うならば取り組み方、論議の仕方、あり方という問題と、今回の、いまのところは唯一の政府側の中期の指標として出されております中期展望などについてどんな御感想をお持ちか、伺いたいと思ひます。

それから、一緒に恐縮ですが、もう一つは、いずれにしても歳入歳出全体にわたって構造的な改革が必要であらうというふうに思ひわけでありまして、たとえば歳入につきましても、租税特別措置、政策税制についてはほ山を越したというのが昨年来の大蔵省の態度であります。ところが、現実には資本金別に見た実効税率の状態とか、それから今回非常に大きな問題となり、またなつて

おります勤労者の所得税の問題とか、構造的にはいづいぶんたくさん矛盾がたまり過ぎるほどたまつちやつてゐる。これもある意味では一種の哲学を基礎に持つて次の時代のあるべきものにしなければ、無理に無理を重ねたような形では大変なことになつてしまふというふうな気がいたしますし、歳出についても、先生もおっしゃいましたような財投その他公共事業の問題も含めてであろうと思ひますけれども、そういう意味で構造的な改革の発想の基礎をどう持つべきなんだろうかと、中期展望に触れた御感想と、それから歳入歳出全体にわたつての財政再建のメルクマールをどこに置くべきなんだろうかと、二点、御説明をお願いいたします。

○高橋参考人 伊藤さんの御質問は大変むずかしいものばかりなんです、まず第一点の中期展望にかかわる御質問であります。これは、財政当局はそれ以上に御苦勞なさつておつくりになつてゐることは十分承知いたしておりますが、それから昨年度までのものに比べますとかなり精緻になつてゐるということ、もう伊藤さんと同様、認めるにやぶさかではありませんが、率直に申して、従来の収支見通しと同様の運命をたどるであろうという感じがいたします。

そこで、外国の経験ということもございましたので、本来この種の作業はもう少し早くから準備しておけばよかったと思ひますが、こういう歳出についての財政計画で現在日本にとつて一番参考になるのはイギリスの例ではなからうかと思ひわけでありまして、この場合でも御承知のように一九六〇年の初めぐらいからすでに二十年の実績と経験を持つておりますし、イギリスの場合も歳入は余りウェイトを置いておりませんけれども、政府部門全体、地方を含めた全体のいわゆる公共支出が示されていまして、毎年度の予算の前に、PESと称しますが、それが国民あるいは議会に提示されて、歳出についての議論はむしろそちらの方を中心に行われてゐる。予算はもつぱら税制改正が主で、歳出の議論の方は財政計画を

中心に行うというまで定着をしてゐるわけでありまして。わが国もその点から言えば、率直に申しましてこれは準備不足、財政再建でややどろなわかにそういうものに取つ組まざるを得なくなつた。これもチャンスでありますから、ひとつ財政当局の方も大いに勉強されて、漸次精緻なものをつくつていただきたいと思ひわけでありまして。

ただ、ややつだけ当局のために、別に弁ずる必要はないですが、これに過大な期待が持たれて、恐らく大蔵省としても現在のその予算に関連した法律とか制度の枠を越えて財政計画を組むということとは、これはまさに官僚の越権ということになりますから、そこに一つの大きい制約があると思ひます。ですからそういう体制をやはりどういふふうにつくるか。むしろこれは大蔵省といひますか、政府全体としてそういうものを形成していく。つまり各省はとにかく歳出をふやせということが大体大きな要求でありますから、だからそれをどういふ権限で大蔵省が勝手に削るのかということになりまして。

それからもう一つは将来の問題で、先ほど伊藤委員も御指摘のように伸び率等につきましても、これもいづゆる経験値というものをを用いざるを得ない。それは勝手に財政当局でこの伸び率を操作するということになりますと、これまた大きな越権行為ということになりかねないわけでありまして。

そういう二つの大きい制約がございまして、したがつて最初に申しましたようにやはりそういう制約のもとでつくつたものは、率直に申して砂上の樓閣に終わるといふことではなからうか。そういう体制をつくることについてもう少し具体的な議論をすべきではないかというのが私の感想でございます。それからこれもやや短期決戦というわけに——これはなるべく早くつづかなものをつくつてもらつた方がいいですけれども、それなりやはり準備が必要じゃないかというのが現実論であるうかと私は思ひます。

いうものがいま問われてゐることは御指摘のところでありまして、これも少し迂遠な話でありますけれども、日本のこの税制改正その他にとつて非常に大事なことは、われわれが必ずしも正確に国民のいま所得の分配の状況が一体どういふふうになつてゐるのか、あるいは財政の再分配の機能は相当高まつてゐることは間違いないところでありまして、その再分配といふのは一体どういふふうに行われてゐるかということについての客観的なデータを持たない。それで、たとえば私もクロソフは相当激しいものがあると思ひますけれども、いまやや感覚的にその点についての議論をしてゐるような感じがいたします。やはりその点について、ちよつとこれもまたイギリスの例を出して恐縮なんです、数年来インカムとウェルス、所得と富についてのかなり膨大な調査をやつていまして、その上でこの租税政策あるいは歳入にかかわる再分配政策といふものを進めてゐるといふふうには私が見えておるわけでありまして、これはわが国でもぜひそういう試みを急いで実施すべきではないか。また現在政府が持つてゐる、国税庁等を持つてゐるものは、ほとんど国民の方に公開して、そしてそういう今後の歳入政策のあり方についての積極的な議論をする材料を提供すべきではないか。これは当局も怠慢だし、われわれの方もやや観念的な議論に終始してゐる。事實は正確にかつむというの出発点ではなからうかといふふうには思ひわけでありまして。十分なお答えになつたかどうかわかりませんが……。

○伊藤(茂)委員 高橋参考人、ありがとうございます。それから鳴海参考人に二、三お伺いをさせていたしたいと思います。先ほど世論調査を含めた大変ユニークな話を伺ひました。先生もおっしゃいましたように今後の財政再建にとりましても、あるいは今後のあるべき社会行政のシステムを考へる意味でも、国と地方との関係を本格的に考へるということ是非常重要的な柱であらうと私も思ひます。

それから、先ほどは、やはり歳入を含めた全体構造と

（大原）（一）委員長代理退席、越智（伊）委員長代理着席

一つ前段にお伺いしたいのですが、鳴海さんお書きになったものを読ませていただきますと、こういうことが書いてございました。戦後中央集権体制の二本の柱というが、支柱ともいえるべきものは、国から地方への機関委任事務それから国庫補助行政であるというふうな趣旨のことをお書きになつておりました。私も考え方としてはそういうことではないか。この二つの柱を通じて官僚統制といえますか、中央集権化が進められてきたということであらうと思います。ただ表面的、現実的にはこの補助金あるいは公共事業などにしても、地方の方から国の方に一生懸命たくさんの方がお願いに来る。これは行政の方にもそうでありまして、与野党の政治家にもそうでありまして、特に与党は大変なことだろと思うし、そんなことで、この間「補助金と政権」という本で見ましたら、やはりいかに補助金、公共事業、そういうたぐいのものが票にもなり金にもなり、なるほど大変なシステムとして機能しているのだなというふうなことを改めて感じたわけでありまして、それは別にいたしまして、鳴海さんのおっしゃっている二つの柱の戦後中央集権体制ということの意味をもうちょっと御説明をお願いしたいと思ひます。

○鳴海参考人 伊藤委員の御質問にお答えいたします。

なかなかこれもむずかしい問題でございます。て、やはり国と地方全体を通じて日本の行政システムの全体を考えた必要な時期に参つてはいるのではないかと思います。決して国と地方が相対立する、けんかしてはいけいという関係ではございません。いままでの明治以来の日本の行政の中では、どうしてもやはり国が偉いのだ、地方はその下にあるのだという上下服従の関係として明治以来の日本の地方自治制度というのが成り立ってきておりまして、戦後、新憲法それから地方自治法によって制度的に変わったわけですが、

実質的には明治の地方制度がそのまま内容的には生きていくという状態にあるのではないかと私は思ひます。それをやはり並列的に、上下関係じゃなくて共同の関係としてとらえるという必要があると思ひます。そういうふうにとらえるならば、いまの上下関係といふか、服従関係を支えている問題は何かという、いろいろありますけれども、何といつても機関委任事務と国庫支出金、その中の負担金、補助金ありますが、特に補助金、奨励的補助金だろと思ひます。機関委任事務については、これは沿革的に申しますと、いろいろ面倒なことになるけれども、昭和二十二年の地方自治法の改正のときに、いままでの官選知事が公選になつて官吏の身分から地方公務員の身分に切りかわるわけでありまして、そのときに、そういう公選の知事には国の仕事を安心して任せられないといふその当時の国の中央各省の意見がありまして、それは何やらわかるから、したがつてそのやり方、方法全部基準をつくつて委任するのだ、そしてそのやり方については、政府はきちんと指示をしてその通りやりなさいという仕事のやらせ方の方式を編み出したのがいまの機関委任事務方式であります。それが戦後だんだんだんだん膨大になりまして、いま都道府県の仕事の約七割が機関委任事務であります。市町村に關しては、約三〇％が機関委任事務であります。地方の自治体の中では、機関委任事務が固有事務かなんといふことは実態的には職員は意識はされておられません。しかし、先ほど一つの例で申し上げましたように、一つ一つの個別法による基準、そうしてそれに伴う財政補助ということがいかに各省ばらばらで、そしてまた地方自治体の自主性といふものを損なつていくかといふことは、申すまでもないわけですね。したがつて、機関委任事務については、実態的には地方の事務となつていくものも、もう固有事務に直すといふことを、根本的に今度の行政改革で私は大きく問題にしなければならな

でもなく、諸先生方ももう十分御存じのことであり、第二臨調において土光会長は二兆円削るのだといふ発言もなさつておられるに伺つて、非常に心強く思つておられるわけですが、果たして削れるかどうか、これは大問題ですが、いすれにしても、自治体の側から補助金を欲しがらなければならぬ、陳情して、くれぐれとやうではないかといふことをよく政府の各省の方から耳にするわけでありまして、地方では補助金を削減すると右手ではいいながら、左手では手を出しているではないかといふことが言われるわけでありまして、国の側からそういうことを言うのは非常に不適なあれだ。つまり、現実におなかをすかしている地域住民にいろいろな行政サービスでこたえなければならぬ。その財源が不足している。一方では膨大な補助財源を握つておられるという現実があれば、それはいかに取り入れるかといふことは当然現実問題としてあるわけで、政治の問題としてあるわけで、それをとらえて、地方の方から補助金を欲しい欲しいといふ言ひから補助金があるのだといふ論理には、私は賛成しかねるわけでありまして、いすれにいたしましても、国と地方の関係を並列的に協力の関係としてとらえるといふことのためには、機関委任事務、それから補助金、この問題について抜本的に考え直すといふことが、国と地方の行政関係を正常な協力関係に戻すための基本的な条件じゃないかといふふうに思ひますし、そしてまた財政再建にもそのことは当然絡んでくる、そういう問題ではないかといふふうに私は思つております。

○伊藤（茂）委員 関連をしても一つ伺いたいのですが、この間、昨年の十一月二十八日ですが、広島で宮澤県知事とか神奈川の長洲県知事とか、いろいろの方が参加をされた地方の時代シンポジウムですか、そういうものが行われましたが、その特集で「国と県と市町村の新しいあり方を求めて」という記録をちょっと読みました。その中で、宮澤知事もまた長洲神奈川県知事も、それぞれユニークな話をなさつております。その中で、いま鳴海さんのお話にもございましたが、新しい国と地方とのシステムをどう構築するのかということについて長洲県知事が話されております。それを讀みますと、単に地方から国に金をよこせという運動といふか、要求だけではなくて、国と地方を含めた総合的な新しい社会のパターンを追求するといふふうな趣旨になつておりました。大変今日の新しい意義を持つものではないだらうかといふふうに考へておりますが、同時に、長洲さんがその中でいふことを言つております。地方の国政参加システムがどうしても必要である。同時に、今後のあるべきパターンを考へますと、小さな中央政府と大きな地方政府、これが新しいシステム像のように思ひますといふふうに言つておられるわけでありまして、ちょっと聞きますと、私も国政を担当しているから思ふのかもしれないが、国がより小さくて地方がより大きいという方が今後の時代の合理的な姿であらうといふように言ひますと、当然であるようにも思ひますし、ちょっとひかかると、けんかした気分もするわけでありまして、しかし、翻つて考へてみますと、長年指摘されてまいりましたように、税制の面で国と地方と七、三の関係にあるが、最終的にそれを使うといふますか、支出をする立場になれば大体国が三、五、地方が六五といふふうなことが言われているわけでありまして、そういう例から見ても、分権あるいは参加といふますか、そういう時代の方がよりこれからこの時代に対応する合理的なシステムであらうといふふうな気もいたしますし、今後の国の持つべき使命あるいは地方の責任分担といふふうな考えもあつて、県知事もこのシンポジウムでそういうことを言われているのだらうと思ひます。

そういうことで、長洲さんが国と地方、宮澤さんが県と市町村といふようなことについてユニークな発言をされておられるわけですが、鳴海参考人も恐らくお読みになつておられると思ひますし、伺ひますと、これらのシンポジウムについても、

あるいは長洲県知事なんかに常時意見を言われているような立場におられるということをごさいますので、これは長洲さん、宮澤さんの話を種にして議論すれば長洲さんも県庁でくしゃみをしているかもしれないけれども、こういうことについてどうお考えになるのか。要するに、小さな中央政府と大きな地方政府というような考え方で、いかでございましょう。

○鳴海参考人 国と府県と市町村の新しいシステムをつくらなければならぬということで、いろいろ地方自治レベルでは研究会を開き、シンポジウムを開き、やっております。そしてまた、それは地方自治体の関係者だけじゃなくて、いまや中央各省の関係者の方もこのシンポジウムに参加していただきまして、対等な立場でこの問題を議論しておるわけでありまして。そういう意味では、この国と地方の新しいシステムづくりについて自治体側と国の側、中央各省の側が一緒にシンポジウムをやったり研究会をやるといふ雰囲気、そういう場所すらいままでなかったわけでございます。そして、そういうものが持たれていくということは、私は非常に画期的な大きな前進であるうかというふうに評価しておる次第であります。

いま伊藤委員からお話がありまして、その中で、金よこせだけではだめだといふふうな長洲知事が言っておるということでございますが、それはどうか。私は多少意見が違ひまして、やはり金もよこせ、権限もよこせでありまして、金は要らぬけれどもシステムを直せということでは必ずしもないわけでありまして。と申しますのは、現在の国、地方を通ずる政府のあり方とその機能の分担ということを考えてみますと、いま伊藤委員がおっしゃいましたように、税金の面では国が七割徴収する、そして地方税は三割であります。しかし、現実には支出される段階になりますと、国の方から地方交付税、国庫支出金その他のあれが地方財政の方に移転されて、支出の段階では地方自治体が六五%、国が三五%というふうな逆転してくるわけでありまして。ですから、財政規模で見

ますと、政府の一般会計よりも地方財政全体の普通会計の方が規模がもうすでに大きくなっているわけでありまして。過去何年もそういう実態であります。ですから、財政的に歳出規模で見ますならば、地方は十分にビッグガバメントなんですね。歳出で見ますと、国の方はスモールガバメントなんです。しかし実態、内容はどうかというところ、先ほど申し上げましたように、地方自治体が歳出の六五%を占めているから六五%の自主的な権限を持って、自主的な判断によって財政支出が行われて市民自治が存在するということではなくて、三割自治あるいは極端には一割自治と言われているように、地方自治体が自主的な判断で財政運営ができる割合というのはきわめて狭い。そういう意味では、内容的には自主性という立場から見ると地方自治体は全くスモールガバメントであって、逆に政府の方は、集中されている許認可権、そしてまた財政の地方交付税、補助金その他についての権限を考えますならば、明らかにこれはビッグガバメントなんでありまして。でありますから、現実には国はやはりビッグで、地方はスモールだ。それを、単に財政的な数字の上だけではなくて実態的に、国をスモールに地方をビッグに、つまり地方をビッグにということとは、一番最初に私が申し上げましたように、身近な行政のところ、身近な政治、身近なガバメントのところ、国民生活に関する問題が解決されていくという、政府を国民の身近なところに置いていくということとあります。

たとえば、幾つか例を申し上げるまでもありませんけれども、市営バス。市営バスの停留所の位置を自治体が決められるか、これは決められないわけでありまして。停留所の名前についてもそうであります。どこを走るかということについても、市営バスを管理している公営企業、その自治体は、権限がないわけでありまして。そういうことを考えてみますと、国はスモールに地方はビッグにということの意味がおわかりいただけるのじゃないかと思うのです。ですから、

金をよこせ、金は要らないのだというわけではなくて、金の地方に対する配分の仕方というところ、こし方にも問題があるわけで、みんなひもつきあるいは使途が決まられるという補助金のあるいは基盤を設けた金のよこし方じゃなくて、地方自治体における自主的な財源、自主性を持って運営できる財源の割合というものをいかにふやすかという観点から考えていかなければならないと思ひます。

そういうことで、国と府県、市町村も含めまして、この三つのガバメントのあり方ということについて新しい関係——府県と市町村の間にもいろいろ問題があります。その間でいま権限移譲あるいは府県から市町村に対する補助金のあり方についても府県側でいろいろ反省いたしましたして、そのメニュー化とか、いろいろ工夫をこらしておられます。そういう工夫のこらし方を国の側においていかという、一つ一つ問題を解決することによって新しい関係をつくっていくというものが、研究者の立場からもあるいは長洲知事あるいは宮澤知事その他多くの府県の方々、市町村の人たちの非常に強い、熱い希望なのであります。

○伊藤(茂)委員 鳴海参考人にもう一つお伺いをして終わりたいと思ひますが、最近、この行政改革に関連をいたしまして、公務員の賃金、公務員の身分、いろんな議論がなされております。前から議論がございましたが、地方公務員の待遇、いわゆるラスパイレースなどの議論がなされております。現実には国よりも地方の方が何ポイントか高いというところが一つ議論になるわけでありまして、私は地方の実態から考えた場合に、いわゆるラスパイレースという形だけからの見方が、先ほど参考人のお話がございましたような立場から言つて、妥当なのかどうかという感じがいたします。まあ、国も地方もそうであります。公務員としての熱意なり責任なり献身性というものを持たないか持たないような状態はこれはけしからぬわけでありまして、そんなことは論外にいたし

まして、ただ、いままでの、たとえば神戸の場合とか横浜の場合とかその他大都市の例を見ましても、少な目の職員の数で、待遇はちょっといいくらいにして、大いに能率の上がる、しかも積極性のある発想をもちまわらうということなんかもあるわけでありまして、それからそれぞれの自治体の事業規模、予算規模と人件費率というふうな見方の問題点もあるだろうと思ひます。要するに私は、月給が高いか安いかわかることも一つあると思ひますが、一体どれだけの人数がどういう活動をして地域社会に貢献をしているのかという質等を含めて見ていく、どっちが高いか安いかわかるべき機能的な、しかもより効果的な姿を求めていくのか、さらに職員の人も大いに精神的に熱意と参加の意欲を持ってやってもらいたいということもあるのだらうと思ひます。そんな気が私はするわけでありまして、たまたま行革に関連をしてまたそういうふうな議論が出ておりますので、それについて簡単に御説明を願つて、質問を終わりたいと思ひます。

○鳴海参考人 第二臨調で公務員の数の問題や給与の問題が上がつていっているわけでありまして、ラスパイレースの問題はいろいろ議論がありまして、私は、そういうラスパイレースの指数をつくって比較すること、その指数そのものにも多少の疑問があります。

しかし、それはおきまして、客観的に国家公務員より地方公務員の方が給与が高いという自治体、低いところもありますが、高いところがある、新聞に報道されておりますように大阪周辺あるいは東京周辺、あると思ひます。しかしそういうのは決してある日突然給与を高くしたのではなくて、戦後三十年の地方自治の歩みの中で、その自治体のいろいろな経過の中で、労使の関係の中でそういう給与の水準が決まってきたというわけでありまして。たとえば、三十年代の高度成長の時代などは、小さな市役所にはだれも入らなかつた、大卒なんかあんなところには行かなかつたわけ

あります。そういうときに、地方自治体側が、小さな自治体が優秀な人材を求めるといふことになると、民間大企業に引張られないように給与はある程度の水準を持たなければならぬという経過もやはりあったと思うのです。ですから、一律にラスパイルスでもって国家公務員より高いからけしからぬという議論だけで地方公務員の給与の問題をやると、つまり封建的な国の指揮権発動みたいな発想でやるとうまくいかないのじゃないか。逆に、いま伊藤委員の御指摘もありましたけれども、地方自治体の職員の士気、そういうものにも影響するし、そしてまた私は、極端に言うならば、地方公務員の方が国家公務員より高くてもな悪いんだ、ごみを集め、予防注射をし、狂犬をつかまえて何かする、そういう仕事をする人たちの給与が高くてないといけないんだということをむしろ聞き直して言いたいような実態も私は経験しておるわけでありまして、そういう地方の実情の歴史的な経過、多様性を十分御認識の上、この問題についてはお考えくだされば非常に幸いだといふふうに思います。

○伊藤(茂)委員 どうも参考人の皆さん、ありがとうございます。

○越智(伊)委員長代理 質問者並びに参考人の両先生にお願いをいたします。

まことに失礼でございますけれども、質問を簡明にお願いし、答弁も簡明にお願いしたいと思っております。次の会議の時間もございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

柴田弘君。

○柴田委員 どうも両参考人にはきょうはお忙しいところを御苦勞さまでございます。時間の制約もありますので簡潔に若干の質疑をしてまいりたいと思います。

まず一つは、先ほど来お話がありました行政改革、財政再建に関連をいたしまして補助金の整理、縮減ということであります。御案内のように、鈴木総理が行政改革に政治生命をかける、こういうことで、マスコミ等の報道を見てまいりますと、この行政改革の焦点が補助金整理にしばられている感があるわけでありまして。これは若干私の考え方としては異論があるわけでありまして、それはさておくといしまして、一律カットでやるとか、あるいは点数制を導入するとか、あるいは各省庁に削減枠を割り当てて、その中で具体的にどの補助金を整理していくか、各省庁にそれをやらせる。こういったノルマ方式といひますか、こういった補助金の整理、縮減の方策がいろいろと論じられております。この中で、あるいはまたこれ以外にどういった方向でいったらいいの、か、こういうことなんでしょうか、私はこれについては若干の意見があるわけでございます。とにかくこの一律カットという方式でまいりますと、福祉や教育というわが国が今後目指すべき福祉社会の根幹となる領域、そしてかつての高度成長期に多様化して、いま参考人もおっしゃったが不要不急という、そういった分野との削減を同一処理するということがなものであるか、というふうに思うわけでありまして。

そこで私の考えとしては、こういった補助金削減の物差し、基準というものが必要になってくるのではないだろうか。しかもこれは国民生活を守る、そういった視点からいたしまして、こういった一律カット方式ではなくて、いわゆる分別削減方式とでもいいますか、こういった方向で補助金の整理、合理化というのはいかなければならぬ。その前にやはり現在の補助金というものを全面的に洗い直して見直し、そして総点検をして、それが国民生活に必要であり不要であるか、こういったものをやはり分けていくという、こういった分別削減方式というものが導入されなければならぬのではないかと、こういったふうに私は考えるわけでありまして、この点につきましても御意見をいただければ、このように思います。これは申しわけございませんが、両参考人に逐次いただければと思います。

○高橋参考人 柴田委員から補助金のことについての御質問をいただいたわけでありまして、補助金を大いに整理しなければならぬという認識については私も同じであります。またその前に各補助金について十分な吟味をするという必要性も痛感しております。しかし、これはもう柴田委員も重々御承知のところでありまして、これは一口に補助金と申ししても実に多様なものがありまして、率直に申ししても私も大学で講義するのにも非常に困るわけでありまして。制度が非常に複雑で名前がまた多様でございます。それから、その対象も八割ぐらゐは地方団体に行っておりますが、その他の部分は民間部門に流れる。その民間部門に流れるものもまたいろいろな形態があることは御承知のとおりでございます。こういうのを十把一からげに整理、整理という非常に荒っぽい議論がなされていることは私はいかがなものかと、率直に言つてそう思います。

そこでまず一番大きいものは、これは地方団体に対するものでありますから、先ほど来、鳴海さんからもお話がありましたように、わが国の国と地方との関係を改革していくということと絡んで、その是正を図っていくべきではないか。端的に申しますと、目標としてはこれは全部を一般財源化することは困難であろうかと思ひますけれども、かなりの部分はむしろこれは地方の一般財源にして、何と申しますか、第二交付税と申しますか、そういうような方向が指向されるべきではないかというふうに思います。そこに行く過程として、今日はメニュー化というごく部分的にはそういう統合が図られているわけでありまして、それをもう少し拡大をして、つまり各省の局の中でもあるいは課の中でも統合できないというふうな状況でありますから、まあせめて局ぐらゐ、もっとあえて言えば一つの省の中の補助金ぐらゐはまとめるというふうなやはり一つの段階的な手続が必要かと思ひます。

それから、これは整理の基準であります。これも先ほど申しましたように、教育とか社会保障というふうなものに出ている補助金と任意的な奨励という意味で出ている補助金とを一律カットするというのは、先ほど来申し上げるようにこれは財政の根幹にかかわる問題でありますし、またプライオリティーの選択という点からも非常に問題があると思ひます。そこで、非常にむずかしい作業かと思ひますが、これは当然選別が行われなければならぬ。一つの基準は、まず法律にどういふ形でその補助金が規定されているか、あるいは法律以外のいわゆる予算補助かどうか、こういったもの一つの大いなる分かれ道であると思ひますが、その吟味を当然進めていかなければならぬ、こういうふうにかけるわけでありまして。これはしかしかつて政治的な決断による部分が非常に多いと思ひますので、どういふ補助金にしまして、いろいろなインタレストと結びついていることは御承知のところでありまして、それを政治的な決断でどう選別をつけていくかということがいま問われているのではないかと。とりあえず地方に対する補助金というものを統合していく、ブロック化していく、そしてまたそれを具体的にメニューからブロック、ブロックから省というふうな形で、その上で省に一定の裁量権を与える、これは地方と国との関係の改善にも非常に役立つのではないかと、かように私は考えている次第でございます。

○鳴海参考人 ただいま高橋先生がおっしゃったことに尽きておるわけでございますが、私もその意見に全面的に同じでございます。

ただ、私は地方自治体の行政を見ておりまして、補助金を切るというのは非常にむずかしいというところは十分承知しておりますが、やはりいろいろやり方があるだろう。先ほど例を申し上げましたけれども、地域集会施設のなそういう行政サービスに対する補助金がいかにあふさぎ過ぎていてるわけでありまして。ところが皆ばらばらだ。どこか統合して、一括して地域公共のために使う建物に対する補助があればいいのですが、それがなかなか各省それぞれを放さない。そういう総合化というのは、いまの国の行政システムの中では非常にむずかしいことになってる。そういう中央各省のセクショナリズム、そのことが零細補

金をつぎつぎと削減していくというふうなやり方は、先ほど申し上げたようにこれは財政の根幹にかかわる問題でありますし、またプライオリティーの選択という点からも非常に問題があると思ひます。そこで、非常にむずかしい作業かと思ひますが、これは当然選別が行われなければならぬ。一つの基準は、まず法律にどういふ形でその補助金が規定されているか、あるいは法律以外のいわゆる予算補助かどうか、こういったもの一つの大いなる分かれ道であると思ひますが、その吟味を当然進めていかなければならぬ、こういうふうにかけるわけでありまして。これはしかしかつて政治的な決断による部分が非常に多いと思ひますので、どういふ補助金にしまして、いろいろなインタレストと結びついていることは御承知のところでありまして、それを政治的な決断でどう選別をつけていくかということがいま問われているのではないかと。とりあえず地方に対する補助金というものを統合していく、ブロック化していく、そしてまたそれを具体的にメニューからブロック、ブロックから省というふうな形で、その上で省に一定の裁量権を与える、これは地方と国との関係の改善にも非常に役立つのではないかと、かように私は考えている次第でございます。

○鳴海参考人 ただいま高橋先生がおっしゃったことに尽きておるわけでございますが、私もその意見に全面的に同じでございます。

ただ、私は地方自治体の行政を見ておりまして、補助金を切るというのは非常にむずかしいというところは十分承知しておりますが、やはりいろいろやり方があるだろう。先ほど例を申し上げましたけれども、地域集会施設のなそういう行政サービスに対する補助金がいかにあふさぎ過ぎていてるわけでありまして。ところが皆ばらばらだ。どこか統合して、一括して地域公共のために使う建物に対する補助があればいいのですが、それがなかなか各省それぞれを放さない。そういう総合化というのは、いまの国の行政システムの中では非常にむずかしいことになってる。そういう中央各省のセクショナリズム、そのことが零細補

助金を多数つくっている大きな元凶なのではないかと私は思います。たとえば町をつくっていくときなり公園をつくったり何かするわけにいきません。何といつても地下の下水とか電気とかガスとかそういう地下埋設物をまずつくって、その上で道路を舗装し、そういうものができてから公園だとかそういうものをつくっていく、やはり順序があるわけですね。そういう地域の町づくりの事業にいろいろ国庫補助があるわけですが、それが全くばらばらだ、先に公園の補助があるからこれを使わないとか、下水より先に道路の補助金が来たり、そういうそれぞれの所管によって違ったり、やうわけですね。そうじゃなくて、町づくりとか、一つの地域を建設していく、そういう自治体の責任でやっていく段取りに合わせた、そういう地域総合化した補助金といえますか、援助システムといえますか、そういう選択の余地というものがある、この補助金の中にもっと取り入れられてしかるべきだ。ところが、それがなかなかむずかしいという実情であります。

補助金の整理の問題あるいは補助金、国庫負担金問題その他については、高橋先生からお話があった点で私は全く同感でございます。

○柴田委員 次に、先ほども若干の入り口の議論があったわけですが、「財政の中期展望」との関連で、そしてまた本日に財政再建を進める上におきまして、私は財政再建計画の策定というものが必要ではないかと思ひます。

今日まで、御案内のように、財政運営のあり方を検討する一つの手がかりといたしまして、政府といたしましては、資料として財政収支試算あるいは「財政の中期展望」というものを国会へ提出してきまして、今回、第二臨調の答申を受けまして、本格的な行政改革、そして財政再建に取り組んでいくわけでありまして、やはり私はここに財政再建の目標、方策あるいはプログラムというものを感じ込んだ、いわゆる中長期の将来展望に立つて財政再建計画の策定というものは必要不可欠ではないか、こういうふうに思うわけでありま

す。

それで、やはりそういった計画を私も国会で議論することはもちろんであります、国民が納得して、そのコンセンサスを得られて一丸となって財政再建に当たる、そういうたたき台となる財政再建計画、これは必要ではないか、こういうふうに思っているわけでございますが、高橋参考人、この辺の御見解をお聞かせいただきたいと思ひま

す。

○高橋参考人 先ほど伊藤委員からの御質問もありましたのでお答えしたわけですが、重複しないようにお答えしたいと思ひますが、中期展望あるいは財政収支見通しにしまして、一つだけのターゲットが与えられていると私は理解しているわけでありまして、それは、五十九年までに特例債を全廃する、こういうターゲットが与えられて、後のそれに対してどういうような財政のビジョンが描かれるかということであらうかと思ひます。そして財政当局は、それに対しては、先ほど申しましたように現在決められた法律あるいは制度というものを前提として、それから中期のいろいろな諸計画、こういうものは大蔵省で勝手に変えるわけにまいりませんから、そういうものを前提にすることであらうと思ひます。

そういうことではありますから、主観的意図のいかんにかかわらず、あれは増税のためのPRであるというふうな批判が出てくる程度当たっている面もあるかと思ひます。そして、これも出しとらねもなく挫折する。これは初めから挫折することはある意味では運命づけられているという感じ、ターゲットはいまのようなどころでありますから、そこで恐らくこれから非常に大事になるのは、もう少し先のターゲットをどういうふうに設定するか。特に公債の償還の問題というものがかなり具体的な課題になってまいりますから、それに関する資料は、国会等では一部公開されてお

ますけれども、そういうものをもう少し整理をして、一般に公にしていくというようなことが、この次にまず順序としては考えられなければならないんじゃないか。

〔越智(伊)委員長代理退席、大原(一)委員長代理着席〕

したがって、そういう計画をつくる場合でも、それそれのそういう目標というものが設定されませんとそういう絵をかくわけにまいりませんから、したがってたとえいまの計画や法律というものは一応無視して、このためにはどういうふうな起債の状況になり、そういうためにはたとえ歳出というものはこのくらい節約しなければならぬ、あるいは、これは国民の選択になりますけれども、それを避けようとするれば財政負担はこういうふうになるというふうな選択肢のあるものを提示をして、それを公開の場で少し討論するとい

うようなことはいかがなものかというふうに考えております。

○柴田委員 最後に、鳴海参考人にお伺いしておきます。

先ほど参考人の御意見の中にも、クロソンの問題、そしてサラリーマンに対する所得税減税の問題についてお話がありました。

私は、この所得税減税については、現下の経済情勢におきましては、財政再建の問題あるいは行政改革の問題等、大きな政治課題があるわけでありまして、今日の物価高あるいは実質増税あるいはまた社会の情勢、そういうものからいいますと、やはり所得税減税の実施というものは、政府としては五十七年度以降も絶えず一つの政策課題といえますか、政治課題として、この実施に向けての努力はしていかなければならない、こんなふうに考えるわけではあります、時間がございせんので、簡潔で結構でございますが、一言御意見を賜りたいと思ひます。

○鳴海参考人 柴田委員のおっしゃるとおりでございます、所得税減税、特に物価調整減税が五十六年度予算の中で取り上げられなかったということは非常に残念だと思っております。所得税減税は、柴田委員の御指摘のとおり、私はぜひとも必要だと思っておりますし、私などは大学教授になつてちやうどその辺の中間所得層で、今度はがっさり税金を取られるのではないかと不安におののいているわけなんです。何とかよろしくお願いいたします。

いうことは非常に残念だと思っております。所得税減税は、柴田委員の御指摘のとおり、私はぜひとも必要だと思っておりますし、私などは大学教授になつてちやうどその辺の中間所得層で、今度はがっさり税金を取られるのではないかと不安におののいているわけなんです。何とかよろしくお願いいたします。

○柴田委員 両参考人、どうもありがとうございます。時間が参りましたのでこれでやめますが、またあすからの財確法の審議に十分参考人の御意見を生かしてまいりたいと思ひます。きょうはどうもありがとうございました。

○大原(一)委員長代理 玉置一弥君。

○玉置委員 高橋先生、鳴海先生、御苦勞さまでございます。

現在、国の財政が大変悪化をして、そういう中で、特に今年度において大幅増税が行われ、そして一方では、国債償還が始まる六十年までに、いま発行残高は相当な数字になっておりますけれども、その特例公債の発行をゼロにしたいという話で来ているわけですが、先ほど政治責任であるという高橋先生のお話もございましたように、まさにそのとおりだということに思ひます。経済運営という面から見ても発行せざるを得ない状態にあったということも事実でございますし、また、その後立ち直ってきた段階において手をつけられなかったということも、現在のように大きくふくらんでしまった要因である。それと、何よりも補助金行政、補助金による政治、これが現在の大変肥大化した財政というものを生み出したのではないかと。これを利用してこられた方が大変多い、こういうことが一つの大きな問題ではないかというふうに私は考えているわけでございますけれども、それについて御意見を伺いたいと思ひます。

○高橋参考人 私も、現実の問題としてある程度の国債発行をやらなければならなかったということとは認めるわけではあります、しかし、その前に政府の政策運営に考える点がなかったかどうかと

いうことになる、これは非常に大きな問題があると思ひます。これはなかなか情勢の激変というものに容易に対応できないということであるかと思ひますが、これは何といひましてもこの前の第一次石油ショックに対するわが国の対応というものが非常に間違つていたということが一つであります。

それから、第二の点は、これは大蔵省の責任であると思ひますが、四十九年度の税制改正というものが今日から見ると非常に間違つていたといふふうに思ひます。むしろどちらかと言へば税負担は引き上げる、引き上げることはむづかしいにしましても、その分だけ減債に回しておけば、その後の事態は相当容易なものになったと思ひます。

それから第三点は、こういう不況期にフィスカルポリシーをやるといふことは、理論としてはまさにそうなのでありますが、これは非常に財政をふくらませることになりますから、本来いふ問題になっている行政改革というのはあの時点に実はやらなければならなかったわけでありまして、大いに気前よく金を使おうといふときになかなか改革しようなどといふことはできかねるわけでありまして、それがこういうやや水ぶくれ的な財政の状況を招いたのではないかと今思ふに思ふわけでありまして、そういう点では御質問の御趣旨に私も大体同感でございます。

○鳴海参考人 いま高橋先生からお答えいただきまして、私も同感でございますが、特に補助金の問題につきまして今度の第二臨調で大きな課題になっておりますことは、先ほど申し上げたとおりであります。五十六年度の国家予算では国庫支出金が十四兆でございます。そのうち二兆を果たして切れるかどうか、法による国庫負担がたかさんございますから、えらいことになるのじゃないかと思ひます。

しかし、いずれにいたしましても、戦後の国家財政の中でこの補助金、国庫支出金だけは一貫してふえ続けてきた予算の項目であります。もちろん

ん、その大きな中身は、義務教育職員の人件費の国庫負担とか、そういう義務的な負担もありませんけれども、奨励的な補助金などがたくさんあるわけでありまして、それがいまやもう日本の国、地方を通ずる政治と行政の体質の中にしみついている、もつと早くそのしみを取ればよかつたのです。いま高橋先生がおっしゃったように、ちよつと時期を逸してしまつて手術をするとなるとき、その補助金で食べている人たちが国民的にくさんあるわけで、やはり非常に困難なあれだと思ひます。

しかし、いずれにいたしましても、手術といひますか、このことは早くやらなければならぬ、早くやればそれだけ回復も早いわけでありまして、私は、思い切つた補助金の削減を期待するといふことのために、国及び地方、それから民間も含めて、この問題に關しての高い関心と呼び起こすべきじゃなからうかといふふうに思つております。

○玉置委員 国家財政とほぼ同額に近い地方財政があるわけでございますが、国家財政の中で補助金を考へて、第二臨調あたりでまずその中から削減の財源を見出して、いこうといふことでございまして、けれども、先ほど先生方からお話がありましたように、実際のいろいろな運用をされては、もう七割から八割、地方自治体である。こういう実態を考へますと、本間に補助金がどういふふうになつてゐるか。あるいは場合によつては、裏負担と申しますか超過負担が多いために、補助金がなくて同じくらしい負担があるというやうな話も聞いておりますし、そういう内容を考えてみますと、実際の補助金に対して、いい、悪いといひますか、要するに生きてゐるか、生きてないかという判断は地方自治体の方が確実につけられると思ふので、そういう意味で、補助金を削減する、あるいは国家財政と同じぐらふくらんでございまして、地方財政の場合はいまだ二、三割伸びておりますし、長期的に見ても五、六割前後の伸びがあるだらうといふふうに見てお

られますけれども、要するに、国だけではなくて地方から具体的な提言という形をやつていかなければ、補助金行政の現在の状態の中では行革というものは非常にむづかしいのじゃないかと私は思ふので、すけれども、いかがでしよう。

○高橋参考人 端的に申しまして、補助金というのはもう刃のやいばみたいな二面性を持つてゐると思ひます。それで、これはやはり地方から言ひますと、ちよつと表現は悪いのですけれども、ただの金でありますから、ただのものは多々ますます弁ずる、これについて他方ではいろいろなコントロールが来ても、金をもらへるのなら少々の干渉はやむを得ないといふようなことが文字どおり定着してきてゐる。ここに他方では問題の解決のむづかしさがあるのではないかと思ふわけでありまして、したがつて、御指摘のように、地方からこの問題を提起するといふことは非常に大事なことだらうと思ふので、私が先ほど来申してゐる補助金の一般財源化といふようなことは、単に補助金の整理といふことばかりではなくて、そのブライオリティーの選択を自治体の手にゆだねて、それで一つの自己責任と申しますか、そういう体制をつくつていくといふことを考へてゐるからであります。

ただ、自治体と申ししましても、御案内のように、そういう意識を非常に強く持つてゐるところと――これは、自主財源が大きいところはやはり自主財源に比例して自己責任の意識が強いという感じはいたしますが、他方では一割自治体にも満たない。〇何割自治体というところから言へば非常に多いわけですね。そういう実態だけに、日本のこの種の問題の解決が非常にむづかしいといふ側面があるかと思ひますが、お話のように、特にそういう意識的な自治体が積極的に地方の側からこういう問題に取り組んで、そのためには、いまの刃のやいばになつてゐるところを、少々金は来なくとも自治を守るという気概が私は必要なんじゃないかという感じがいたします。

○鳴海参考人 玉置委員の御指摘のとおりなことでございまして、地方自治体の側から日本の財政再建あるいは行政改革について意見を言つていく、そういう政策を提言していくということがやはり必要だろふと思ひますし、先ほど伊藤委員からお話がありました国と府県、市町村の新しいシステムづくりのシンポジウム、そういうのも一つの試みであります。やつとそういう機運が出てきたのではないかと思つております。

ただ、そういう機運が起つてきましても、制度的に自治体の意見が国に反映されるという機会が思つたより実は少ないのです。つまり自治体の国政参加という問題になるわけですが、意外と少ない。ちよつといふ数字を覚えておきませんが、国に、審議会とか調査会とか、法的に設置されている機関がたくさんありまして、それに学識経験者、民間その他が委員として参加するわけですが、地方自治体の代表の委員の参加というのは微々たるものなんです。七〇％の行政の仕事だけは自治体にやらせられてゐる。ところが国政の政策決定の過程には、審議会には自治体側の意見というのはいくら取り入れられていないといふところにもやはり問題がありますので、自治体の国政参加といふことを、やはりシステムとしてこれから考へていかなければいけないのではないかと今思つております。

補助金の問題につきましては、いま高橋先生からお話がありましたけれども、やはり自治体の側もそういう気概を持つべきです。広島の高宮知事は、そういうらしきことを言つておりますので、いつ補助金返上を言ひ出すのかなという非常に期待のあれを持つてゐるわけですが、なかなかまだ出てこないやうです。それをやりますとまた意地悪されるのではないかと、やはり地方自治体はいまの制度のもとでは国に対して非常に弱いわけです。そういうことを言ひ出せ。言ひ出したのはやまやまであつてもなかなか言ひ出せないといふ実情じゃないかと思ひますが、やはりその辺はひとつ先生方初め国の方からもそういう

問題提起をどしどしなさつてくださるよう願ひしておきたいと思ひます。

○玉置委員 先ほど例の話のときに、各省庁間にまたがったものがある。それも非常に類似したものがあったり、あるいは同じところで使われるものがあったりということがあるわけでございますけれども、たとえば補助金を一つ出すというところで査定をする。そしてその中でいわゆる事務費、事業費というような形でいろいろ査定をされるわけですが、各自自治体の話を聞いてみますと、要するに包括して、一括で幾らだというふうに出していただければ、その中でいろいろなことが処理できるという、そういうプラスがある。

〔大原（一）委員長代理退席、委員長着席〕
ところがいまは費目ごとに全部決められているわけですから、ほかへの転用ができない。転用というか、要するに一括していろいろなことを研究するあるいは計画をする、いわゆる事務費段階での削減というものができないというふうになつてしまっているわけですね。実施時期についても、いまここで一緒にやっておけばいいというのが大分あるわけなんです。けれども補助金のおける時期が違つたために手がつけられないという話がありまして、先ほど第二交付金という形で考えられておりますけれども、やはりある分野、要するに類似物は一本にまとめる。だから自由裁量、ある程度用途指定はあつてもいいと思ひますけれども方向づけだけで、具体的な中身というものはやらなくていいというふうにするだけでかなり実効が上がつてくると思ひます。それと、要するに地方自治体に対してのおもしろみが出てくるのではないかと、そういうふうになるわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○高橋参考人 まさに御指摘のとおりであります。ただ問題は、なぜそうなつてくるかということと、結局これは各省庁の各部局というものが、そういう補助金をもって権限を行使していく。そして基

本的にはそこを背景に縦割的な行政があるという構造だと思ひますので、これはまさにどれだけの政治生命をかけて整理が行われるかということがいま問われているのではないのでしょうか、そういうふうな思ひます。

○鳴海参考人 御指摘のとおりでございます。高橋先生もおっしゃつたわけですが、そういう補助金の総合化、もっと効果のある補助金の出し方というのはいろいろあるわけでございます。先ほど体育館の例を挙げました。もう一つ、図書館の例を挙げますと、図書館は文部省の図書館法によつて決まっております。何冊持たなければならぬとか、それから図書司を何人置かなければならぬとか、そういう基準で全部きつていられるわけですから、そういう地域図書館をつくりまして、その基準にのびて職員を配置しなければならぬわけなんです。ところが図書司の整理などは専門の図書司が必要ではありますけれども、ボランティアで手伝う人がたくさんいるわけですね。本の好きなお母さんたちがいるわけですね。そういう人たちの参加を求めながらやると、決してそれだけの補助基準による人員配置なんて必ずしも要らないというところがあるわけですね。ところがそういうことができないわけですね。ですから補助基準をつくつて補助金を出すというそういう国の画一的な行政のために、市民の政治参加が狭められ、そしてまた財政的にも、決して財政節約のために市民参加を求めたわけではありませぬけれども、財政の補助の効果も上がらないということが御指摘のとおりあるのではないかと思ひます。ですから地域施設についての総合的な、あるいは私が申し上げたような公共事業についても総合的な補助のやり方によつて、もっと改善の余地が十分あるのではないかと、そういうふうには思ひます。

○玉置委員 どうもありがとうございます。
○高橋参考人 正森成二君。
○正森委員 高橋先生に伺いたいと思ひます。平和経済計画会議が「平和経済」という資料を出しております。その二月号を拝見しますと、非常に御苦労なことに、先生がことしの幹事だそうでございます。昭和五十六年度予算の性格と問題点（総論）をお書きになつておられるのであります。この先生のお書きになつたものを見させていただきますと、大きな見出しとして「防衛費の増大と支出構造改革の不徹底」という項目があります。それを見ますと、「防衛費の増大は後年度財政負担を累積させ、財政体質の改善にとつて、全く逆行する結果を招くことになる点を強調しておきたい。政府の国会提出資料によれば、国庫債務負担行為や繰上金による後年度負担額は、五十六年度は約一兆四千九百六億円、五十七年度以降は二兆六千四百五十四億円となつており、そのうち防衛関係費はその半分以上を占めてい

る。云々」ということで、「財政再建が緊急の課題であり、しかも国民の財政負担の増大がみられてくるなかで、全くそれと逆行するような種類の経費膨張は全く疑問があるといわなければならぬ。云々」というように書いてございしますが、この点に関連しての先生の忌憚のない御意見を承りたいと思ひます。

○高橋参考人 大変つまらぬものがお目にとまりまして恐縮しております。
私の意見は大体そこ書いたとおりでありまして、これは防衛の増強とか何かをどう考えるかというのはそれその政治観の問題でございますから、私の場合は、防衛の増強というのとは合致しない。もつと日本の国際的な協力というのとは日本のいろいろな地位から見て、経済協力とかその他の別的方式で追求すべきではないかというのが私の政治哲学でございます。それからそれはそれといたしまして、特に財政論ということから申しますと、これはここである申し上げるまでもないと思ひますが、この種の経費は、われわれの戦前の経験から見まして、経費を乱用といひますか、多用して増大した。つまりこれは短期に兵器やその他を一度につくるわけにはまいりませんから、これはどうしても長期的な計画によらざるを得ない。そうしますと、初年度は調査費やあるいはそういう

う財政負担はちよつと頭を出すということになるわけでありませぬけれども、当然後年度において大きい負担が出て、わが国の八八艦隊その他から始まつた軍事費の圧迫という苦い経験を持つていられるわけでありませぬ。戦後それがそのまま作動するというふうには思ひませぬけれども、軍事費というのはそういうような性格を持つていられるということについて皆さん方の御注意をお願いしたいという気持ちで書いたわけでありまして、データその他もそれ以上のものを持つていられるわけじゃありません。どうもつまらぬものがお目にとまりまして恐縮しております。

○正森委員 いえいえ、つまらないどころか全く同感でございます。ごりつばな意見をお書きいただいたと思ひます。

鳴海先生にお伺ひいたしますが、私も同僚議員から見せていただきました、エコノミストの三月三十一日号に載つております先生の「中央はスモールに地方はビッグに」という副題の論文を拝見いたしました。その中で非常に興味がありますのは、なるほど国家公務員は昭和四十年の百六十六万から五十三年度の百九十九万と三万人増加したわけだが、地方公務員は二百二十三万人から三百六十六万と八十三万人も増加している。しかし、増加したのは社会福祉、消防、衛生関係職員で一般管理部門はふえていないんだ。しかもそういう部門がふえたのは、民生、衛生、教育行政の大半は国から自治体への委任事務で、しかもこの行政には細かく定員について国の基準が定められているのでふえていないんだ。たとえば自治省は増加人員のうち八〇％が設置基準によつてふえているのだと言つていられるという御指摘がございしますが、これはお書きになつたものですか。もちろんこのこととおおしやうな思ひますが、この部分について先生の御感想、御意見がございましたら、他の同僚委員もお聞きになりましたが、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○鳴海参考人 正森委員の御質問にお答えいたします。
地方公務員だけがふえていて、国家公務員はい

ま百万ぐらいでございますか、ここ四、五年そんなふうでない、ふえてないというか一定であるということが言われておるようであります。それはなぜかと言いますと、それはそうなるわけでありまして、昭和三十年代は、国の事務、行政が増加していきまして公団をつくらたり公社をつくらたり、そっちの方にどんどん仕事を増やしていき。四十年代に入りまして、高度経済成長によるいろいろな矛盾の新しい行政の対応の必要が出てまいりました。そういうのはどこにやらせるかというところ、地方自治体に機関委任事務として仕事をやらせるわけですね。たとえば環境を守るための公害行政などは端的な例であります。あるいは新都市計画法が施行されてその都市計画法に関する仕事、これも機関委任事務でありますけれども、そういう新しい調整区域を設定したりする仕事は全部自治体が行うわけでありまして、国、中央各省の方は、それについての基準をつくってその許可権を握っているだけでありまして、当然人は要らない。そんなにふえるはずがないわけでありまして。つまり昭和三十年代、四十年代と日本の公共の分野が広がってきたわけですが、その広がった部分はすべて地方自治体の方に押しつけてくるわけですから、当然国家公務員はふえなくて地方公務員はふえているということになって決して不思議じゃないわけでありまして。

その地方公務員の中でも、いま正森委員から御指摘ありましたように、そのふえている中身が、先ほどのいろいろな例で申し上げましたけれども、国の基準によつてふえている、ふやさざるを得ない。あるいは自治体自身においてもふやさなければならぬわけでありまして、そのふやし方の基準が国によつて決められてきているということが一つ、それが一番大きな原因であります。

第二番目は、公害行政あるいは宅地規制その他、つまり現在の法律によらない、たとえば日照の問題もございまして、そういう新しい住民のニーズに一体どこかたえるのかということになりまして、やはり住民の身近なところで都市化のいろ

いろな矛盾の中で困っている市民の方々の相談に乗り、それを解決してあげるといふ臨機応変の仕事を引き受けるのは自治体であります。そういうことも自治体が行わなければならないということからいいますと、私が少し調べましたように、社会福祉、環境、それから消防とか、そういう実際に市民生活に身近なところで働く職員が自治体の地方公務員の増の大部分を占めるものだといいことであります。地方自治体の方でも放漫的に人員をふやしているわけでは決してない、相当や

はり削減あるいは締めつけるに迫られてここにきているのだということを御理解願えれば幸いだと思います。

○正森委員 私の方で少し調べましたら、国家公務員はなるほどふえ方が三万人足らずというように少ないのですけれども、しかし非常に特徴がございまして、百九十九万人のうち四分の一の三十三万人が自衛隊なんです。それからまた、ふえまして人員のうち八割以上は自衛隊関係でふえたというところで、労働基準監督署とか気象庁とか、国家公務員の中でも住民に密着するような部分はふえておらないという現象が見られるわけで、これは先ほどの高橋先生の御主張にもございましたように、軍事部門が拡充していくということがやはり財政の面でも非常に大きい影響を持っているというように言わざるを得ないと思います。

それから、鳴海先生に先ほど同僚委員からも質問がございましたけれども、いま冒頭のお話などを伺っておりますと、地域で文化、教育、環境をやろうと思つても、図書館は文部省の管轄で、老人関係は厚生省で、婦人は労働省の婦人少年局というところで、縦割り行政で大変だ。支関が三つ要る。いま委員席で聞いておりましたら、本間に支関を三つつくった地方自治体があるそうですね。だから冗談事ではないようであります。そういう中で、他の同僚委員も言われましたが、総合補助金制というのにして、縦割り行政で一々わずかの補助金をもらうのに何回も上京して上京費ととんとんしかもらえないというようなことでなし

に、まるっきり大幅にたいにかみ金でも困るでしょうが、ある程度分野を切つて、その分野の中では自治体にある程度の自主性を認める総合補助金制のようなものにすれば、その経費も少なくなるし、自治体の数もふえ、ボランティア活動なども結合できるという手もあると思うのです。先生の御意見を承りたいと思います。

○鳴海参考人 正森委員の御指摘のとおりでございます。ただ、補助金の総合化というのはまさに必要に迫られているわけでございますけれども、その総合化の補助金を一体どこが所管するのかということがまた大問題に実はなるわけでございます。

どこの省、どこの局、どこの課に一体総合化するのか、そのことをはっきり国の方でしてもらわないとこれは絵にかいたもちであります。その点をやはり行政改革の中といひますか、皆さんの御努力の中で、自治体からいひますとどこだつて構わないわけですね。自主性の幅を広げた総合補助金制度ができ、メニュー化されるなら結構なんです。やはり問題は国の方にあるというふうに私は思っております。

○正森委員 時間がございせんので最後に高橋先生に一点だけ。

いま借りの問題がございましたけれども、四十六年ごろまでに発行された七年債なんかを例にとりますと、あの時分は成長通貨供給というところで日銀が買いオペで買つて、大部分日銀と資金運用部が持っておりまして、個人といひのは非常に少なかったわけですね。ですから個人の持っているのは全部現金消化して、ほかは大部分保有者乗りの方式といひのができたわけですね。いまは買いオペの率が非常に少なくなつてしまつて、引き受けさせられたものと現在持っているものとは乖離しておりますから、前のようなやり方ではなかなかむずかしいと思つたわけですね。それでいまいろいろ研究しているのですが、そういう実態も踏まえ、かつ昭和六十二年には国債整理基金が枯渇してしまうという点も含めまして、先生

の、これはこうしなければいけないのじゃないかという御意見がございましたら、あと残り時間がわずかになりましたが、ごく簡単に承れば幸いです。

○高橋参考人 御指摘のように、いまその問題の端境期に申しますか来ておりますので、これは幸いなのか不幸なのか何とも評価できないところでありまして、もう近い将来にその問題に直面しなければならぬことは、借りかえについての議論は大分進んでおりますので、提言等も基本的には出ておりますし、ああいう線で進めていけばいいと思います。

いづれにしても、これは総合的に問題を考えなければならぬ。借りかえは借りかえだけ処理するわけじゃなくて、その時点における国債発行額とか現金償還額とかあるいは財政全体の規模とかいふようなものを考えないと、この問題だけで財政政策を議論することはできない。そこが非常にむずかしいところだと思ひます。いづれにしても、これは「なんじよく備えよ」でありまして、特に特例債の償還についてはやはり早くから問題を提起して、そして一方で特例債を減額しながら減債基金を積み上げるというの、そのこと自身では矛盾かと思ひますけれども、先ほど申しましたように、建設債と特例債とは区別して、特例債については若干上乗せした率、それは何%にするか、それを漸次高めていく、そして来年度ぐらいから初めてこの問題の重要性といひものを、財政当局もそのためにはある程度の財源を捻出しなければならぬから、やはりそういう痛みを感じないといひまうではないかといひので、先ほど申しましたようなことを申し上げたわけでございます。

○正森委員 ありがとうございます。

○綿貫委員長 村澤弘治君。

○村澤委員 両先生本場にありがとうございます。時間がおくれておりますので、簡単にお伺いしたいと思つたのです。

財政再建の基本的な考え方を高橋先生にお伺いしたいのですが、いままでの、大平内閣以来の政

府の姿勢というのは、再建のために、政策変数は三つあると思うのですけれども、一つは税の水準、それから支出の水準、もう一つは公債の発行枠、その中で、税の水準を上げることによって財政再建をしたい、こういう考え方で来られた。ところが、最近の鈴木総理の御発言を聞いていますと、支出水準を下げることで調整をしたいとおっしゃっているわけですね。そのどちらが望ましいのかという点。

それからもう一つ、支出水準で調整をするとおっしゃっているのですけれども、果たしてそううまくいくかどうかという点についてはいろいろ疑問が呈されております。補助金で二兆円切れるのか、そうなるとその残った分を、たとえば税の水準で調整をした方が望ましいのか、もしくは、公債の二兆円減額というのが中期展望で入っているわけですけれども、そこをどういじる方がむしろ望ましいのじゃないかという考え方もあり得ると思うのですが、その改善の策としての支出水準で調整できなかった場合にはどちらが望ましいのか。その辺、財政学の専門家としての御意見を伺いたいと思います。

○高橋参考人 柿澤さんの御質問はなかなかむずかしいと思いますが、御指摘のように、税の水準を上げるといふ選択で大方内閣が来たことはそのとおりであります。財政というものは申すまでもなく政治的な選択にかかわる問題でありますから、そういう政治的な選択が国民的な合意を得ることができなかったというのは、もう一つの客観的な事実として、事のよしあしにかかわらず、政策運営にあっては重要な要素であるというところは間違いないと思います。そして、その歳出をカットするということが自身にもやはり十分な合理性がありますし、先ほど来申しておるように、そのこと自身をかなり怠ってきた面もあります。こういうものがチャンスでし、とにかくこれに全力投球をされるところおっしゃっているわけですから、私もその成果を期待するということだと思えます。

も、それで果たして問題をうまく解決できるかという点については、率直に申して、これはやってもならなければならないので、初めから水をかけることとすべし、それだけで問題は解決できないであらう。だから、ちょっと国債の減額を緩めると、第三のメソッドについては、どういふ時点でどういふタイミングでそれをやるかということについて具体的に議論しなければならいと思います。財政のことというのはやはりあいまいなことでありまして、いざにしてみてもその二つを通らざるを得ないのではないかと、この二つを通過させるべきです。

それから、イギリスと日本とは若干状況は違いますけれども、サッチャーさんのやっている緊縮政策を見ますと、緊縮をやるためにまた物すごい社会的コストを払っている。失業その他、その緊縮のコストと、単にカットするだけじゃないという非常に新しい実験をやってくれたものですからね。それで、日本でやるなというのを言うわけじゃありませんが、そういうことはやはり十分計算をしなければならぬ。また、財政はリズムでやりませんと、ちょっと観念だけでは動かないという感じがするわけです。しかし、特に歳出カットというのは非常にむずかしい問題ですから、大いにかけ声をかけてやってもう少くは私も異論はないのですけれども、それはもう少し多面的な政策手段の採用ということですね。

それから、先ほど来問題になっておる五十九年ゼロということも、これは一体理論的に意味があるのかどうかということになるとかなり問題である。それは六十年でも構わぬと私は思いますが、とも、財政というのはターゲットを掲げていかぬとなかなか現実の処理ができないという側面があると思えます。減債のところについては、いつ、どういふところが入らないうと、その三つの選択についてもどうかというお答えはちょっと正確にいたしかねる。私はそういう感触でございます。

○柿澤委員 私どもも歳出のカットは思い切ってやってもいいと思うのです。これはある意味では財政が身軽になって、また次の時代、二十一世紀に備えて、高齢化社会に備えてのいろいろなタスク、新しい責務というのが出てくるわけで、それに備えるために必要だと思ふのです。アメリカがよく言われている経済のライバルイゼーション、再活性化というのを日本の財政に就いて考えれば、まさにいままでの硬直した歳出構造を修正することだ、そしてこれから自由に動く余地をつくることだ、というのがある意味ではライバルイゼーションであり、ヨーロッパに言えばラジエーションマンというか、若返りということになるのだらうと思うのです。ただ、最終的にどうにもならなかったときに増税にいつてしまうと、やはり大きな政府というものを固定化してしまうことになる。日本の場合には、国会というのは納税者の立場に立つての発言はほとんどしませんし、むしろ取る方ばかりですから、そういう意味で調整機能が働かなくなるというのが私どもの心配でございます。

その点はもっと突っ込んで聞きたいのですけれども、時間がありますので、鳴海先生にもお聞きしたいのですが、先ほどから地方分権の話が出ております。補助金の総合化という話が出ていますけれども、第二交付税という形でまとめたみたかどうか。そうすれば、別に厚生省が何だのというのじゃなくて、大蔵省と自治省の話でできてしまうわけですから、窓口は関係がない。だけれども、基本的な考えると、税源の再配分が第二交付税かという問題になってくると思うのです。

ね。その点で、原則として地方自治を拡大すると思えば、税源の再配分というのが基本であると思ふのです。ただ、その場合には、今度は地方自治体間の税収能力といふことが経済力の格差をどう埋めるかという問題が出てくるわけですから、その点については地方自治拡充の財政的な裏づけとしては補助金の総合化、第二交付税型が望ましいのか税源の再配分が望ましいのか、その辺

はどちらでしょう。

○鳴海参考人 柿澤委員の御質問でございすけれども、いま地方交付税が国税三税の三〇％になっておりますけれども年々ふくらむばかりであります。ただし、この地方交付税が本来持っている財政調整機能の役割がなくなりまして、薄れて、もう財源補てん機能に傾いておりまして、やはり地方交付税の問題も基本的には見直さなければならぬと思っております。しかし、見直すには、やはり国、地方を通ずる財政をどう配分するのかという全体の枠の中で考えなければならぬわけでありまして、やはり基本的には税源の再配分ということに基本を据えて、そして、なおかつ地域格差、つまり財政調整の必要が出てまいりますので、それを地方交付税で補っていく方式をとるという必要があるかと思ひます。

補助金の問題は、さらに第二地方交付税の問題も出ておりますけれども、すでに地方に、国民生活の中に実際に定着している実態を持っているものについては、それは第二地方交付税方式もよろしいでしょう。そういうことで吸収できるし、また、さっきの窓口問題もそれとなく申し上げるわけですが、やはり地方の自主財源を拡大するという観点から言いますと、税の再配分を基本にした上でその調整を考へるべきだと思っております。

○柿澤委員 どうもありがとうございます。そのためには、その徴税能力といふことが公平な課税についての能力も高めなければいけないと思ひます。

七分与えられたのですが、一問ずつ質問したら五分を超過してしまいました。いかに七分の質問がむずかしいかがわかっていただけたかと思ひます。

○綱貫委員長 柳沢伯夫君。○柳沢委員 向先生にはきょうは大変ありがとうございます。私、最後の質問者ですけれども、簡単に質問したいと思ひます。

高橋先生にお願いしたいのですが、高橋先生は、私長く大蔵省に奉職してございまして、その間に特に財政史の権威者という事でいろいろお世話になりましたが、いまの財政状況のもとで鈴木総理の指導のもとでこれから特に歳出面についてメスを入れていこうという状況にあることは御承知のとおりでございます。そういう中で、われわれがどういふふうなこの歳出を削減し合理化していくかというのを考えるときに、いま補助金に目をつけたらどうかとか、あるいは補助金の分類という点から点検をつけたらどうかということいろいろ議論が行われておるわけですが、われわれも心を痛めていろいろ文献等にも当たるのですけれども、どうも最近の財政学という財政論をそういうことでは見えずと、経費論というかそういうものについての定性的な分析がどうもわれわれの需要にこたえてくれないという印象を否めないわけでございます。

財政学、財政論の趨勢を見ますと、われわれ学生時代からそうすけれども、昔の文献はわりと経費論というものをやりまして、その定性的な分析、特に財政がどういふものに支出を行っているかということについてかなり念入りの議論がありました。最近というか戦後は特にむしろ定量的な分析というかフェイスカルポリシーの観点からそういうものに流れているように思うわけです。しかし、いまの状況でわれわれが一番どういふ歳出合理化、削減をしていくかというときに欲しいのは、むしろ定性的な分析の方ですね。ところが、先生方のお書きになられた本等も見ますのですが、戦後の財政というのは経済成長型の財政である、こう読んでいくわけです。そうしますと、結局三K問題だとかいうようなものにぶち当たっちゃって、どうも少しジャーナリスチックとかいうかそういうようなことに過ぎるんじゃないかという印象を率直に言つて禁じ得ないわけなんです。そういうことで、財政学の中で何か先生、財政史をやつてこられて、いろいろ濱口雄幸、井上準之助のころから財政合理化というのの歴史がある

わけですが、何かその辺でいまの時点のわれわれに参考になるようなことがあるのかどうかということをやまずお伺いをしたいわけですね。

その関連で申し上げますが、いまの日本の予算制度はいろいろな分類がなされております。この分類というのはいろいろな量的な統制、この金はこれだけの範囲でしか使っちゃいけないよという量的な統制の面があると思うのですが、同時に、先ほど申しましたような定性的な統制という手段でもあるだろうと思ふのです。そういうものとして機能しなければいけないものだろうと思ふのです。そういうものとして、いま六つか七つくらいの実はず算の分類がなされているのです。性質的な分類だと目的的な分類だとかいろいろなものがあるわけですが、いまわれわれがこの時点に立つて財政支出をどう合理化、削減していくかという点に立つての分類というものをこたえられるような分類かという、そうじゃない。そこで、いまこの時点に立つてわれわれの要請にこたえられるような経費の分類というものが欲しいなというのが私の願ひなんですけれども、結局いま私が申し上げたことは同じことを二つの面から言っているにすぎないわけでございます。何か財政史の専門家としての先生からあるいは財政学の現状を踏まえてのお話として御参考になることが聞かれたら大変ありがたいと思ひます。

○高橋参考人 柳沢委員の御質問は大変むずかしい御質問でありまして、恐らくいまそれに回答できれば財政学はもっと有効に機能して今日のような事態を、しかもそれは財政当局がそれを十分尊重されるということが前提であります。このような事態を招かなかつたんじゃないかと思うわけでありまして、われわれもその怠慢を大いに恥じなければならぬと思つております。

第一点の日本の財政史、これについて今日考えるべきことはいないか、こういうことであります。が、私ももう少し勉強してみなければならぬのは、やはり大正から昭和恐慌の過程というふうなものに対する関心が、日本は高度成長をエンジ

ョイいたしましたから、ああいう行政整理の問題をかなり戦後の勉強でサボつてきているという感じがいたします。やはりそういう勉強を少しやり直して、今日の観点からもう一度見直してみなければならぬということを考えているわけですが、なかなかそこまで十分に勉強でき切れてないという感じがするわけです。ただ、政友会なり憲政会なり政党政治ではありましたが、政友会と憲政会はかなり意味合いが違いますけれども、やはり議会のビヘービアというものがかなり違つていたんじゃないかという感じがいたします。これは財政の構造が変わつていまして、みんな利益に定着するような構造を戦後に大きな形でつくりましたから、そこで戦前とはそういう点ではなかなか簡単なアナロジーで考えることはできないという側面があると思ひます。

第二の、経費の分類やいかんということでありまして、いま国会の予算書というものは、これはいふゆる行政統制という観点から出ているわけで、各官庁の支出について御案内のように枠を決めているわけでありまして、私も財政学者から言えれば、あるいは一般の国民から言えれば、わけのわからぬ分類だということになります。しかし、あれはやるわけにはまいらぬわけでありまして、予算というものはあつたものが基本になつて、各行政組織の運営はできないわけでありまして、もちろん、改善する余地は十分あると思ひます。

恐らくいま問題になつていまして、どういふ、たとえば経済の分析にいまたえ得るような、インフレーションとして役立つような経費分類というものを提示するかということであらうかと思ひます。これは私はぜひ改善されていると思ひますけれども、先ほど申しましたようにイギリスのPESの経験なども踏まえて、もう少し国民経済的な観点から財政支出がどういふ役割りを果たすかということが簡明に表示できるといふようなことに努力されることが望ましいんではないかというふうに思ひます。

いづれにしても、柳沢さんの御質問は非常

に大きな問題でありまして、残念ながら私の能力を超えているということを率直に申し上げざるを得ません。

○柳沢委員 大変ありがとうございます。私も私どもとしては、この問題は国民的な課題でもあるわけ、やはり経費の、あるいは予算の国民経済的なファンクショナルな観点からいふことより以上に、いまの時点では財政というものはどういふところに金を出すべきであるか、あるいは出していけないか、そういう観点からの経費論の展開が必要でしようし、それに基づいた経費の分類というものが必要じゃないかというふうに、まだ漠然としたものですけれども持つてございまして、どうぞ先生方におかれても、そういう方面でのわれわれに対するいろいろなアドバイスを今後ともお願いして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○綿貫委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

次回は、明日日曜委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

昭和五十六年四月十六日印刷

昭和五十六年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局